

○ 信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件（平成十八年金融庁告示第三十七号）

改正案	現行
<p>第二条 法第九條の九第六項第一号の二に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四（略）</p>	<p>第二条 法第九條の九第六項第一号の規定により行う法第九條の八第二項第十二号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四（略）</p>